

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十条の四の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三十日

総務大臣 佐藤 勉

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。  
第四百十六條第三項の表を次のように改める。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	一 一一・五 二 当該航空機が航行する区域の責任航空局（当該航空機の航空交通管制に関する通信について責任を有する航空局をいう。以下同じ。）が指示する周波数

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第二項（同法第九十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局

交通情報航空局（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定による航空交通情報の提供に関する通信を行う航空局をいう。以下同じ。）が指示する周波数

附 則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。